

2021 年度
SDG s 協働活動支援事業
募集要項

も く じ

- 1 事業の概要 2
- 2 支援の対象となる団体の要件 . . . 2
- 3 支援の対象となる事業の要件 . . . 2
- 4 支援の対象となる経費 3
- 5 支援金の額及び交付回数 3
- 6 事業の流れ 3～5
- 7 支援事業企画申込書 6～8

公益社団法人 日本産業退職者協会
〒104-0032
東京都中央区八丁堀 3-17-13 TMY ビル 10 階
TEL : 03-6240-9381
FAX : 03-6240-9382
E-mail : jarip@isis.ocn.ne.jp
HP:<http://jarp.or.jp/>

1 事業の概要

「SDG s 協働活動支援事業」は、各種団体等が SDG s の様々な課題の解決に向けての事業に要する費用の一部に対し、支援金を支給する事業です。

【協働の必要性】

国連は社会が壊滅的なダメージを受ける前に安定した社会が続くように SDG s を採択しました。趣旨に賛同した各種団体と連携を取りながら、SDG s の 17 項目の中から具体的な目標に向かって協働で行動を起こすことがますます重要になってきています。

【協働とは】

共通認識を持った良きパートナーと、それぞれ果たすべき役割と責任を自覚し、互いの存在意義と特性を認め合うことで、相互の信頼関係に基づき対等の立場で協力することです。

2 支援の対象となる団体の要件

次に掲げる全ての要件を満たすことが必要です。

- ・団体の組織及び運営等に関する会則、規約等を定めていること
- ・法令、条例等に違反する活動をしていないこと
- ・公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと
- ・政治的活動又は宗教的活動をしていないこと

3 支援の対象となる事業の要件

次に掲げる全ての要件を満たすことが必要です。

- ・SDG s の 17 項目に沿った分野であること
- ・政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないもの
- ・支援金の支給を受けようとする団体を構成する者のみを対象としないもの

また、事業の選考基準は次の 5 項目です。全ての項目に優れた事業であることが必要です。

- 1 公益性 SDG s の解決に向けた有益な事業であること。
- 2 実現性 計画及び予算に具体性、実現性があり、事業を行うにあたって、団体が適正な規模、自己負担能力を有しているか。
- 3 発展性 事業として発展が期待できるものであり、継続的に実施することが可能か。
- 4 独創性 発想や着眼点に先見性があり、創意工夫が凝らされているか。
- 5 自立性 支援金の交付を受けなくなった後も、資金等の面で自立することが期待できるか。

4 支援の対象となる経費

対象経費は、対象事業を実施するために直接必要な経費です

【対象経費】

費 目	内 容
報償費	・ 外部講師への謝礼、記念品日 ・ 専門的技術等を有する外部協力者への謝礼、記念品日
旅費	・ 外部講師の旅費、交通費
消耗品費	・ 事務用品費、用紙代
燃料費	・ 燃料代
印刷製本費	・ 事業周知のためのポスター、チラシなどの製作費
通信運搬費	・ 切手代、はがき代、運送代
保険料	・ 傷害保険料、賠償責任保険料（ボランティア保険）
使用料・賃借料	・ 器具、機器、音響、映像機材などの賃借料
原材料・製作費	・ 各種材料代 ・ 製作代

「【対象外経費】

・ 領収書、レシートがないもの
・ 構成員が所有する物品等の借用に対する謝礼、使用料
・ イベント、大会などの参加者に対しての参加賞、記念品、賞品、賞金
・ 団体の運営費（家賃、人件費、光熱水費等）
・ 構成員のための食糧費に相当する経費
・ 事業遂行に必要と認められない備品の購入費

5 支援金の額及び支給回数

支援金の額は、対象経費に3分の2を乗じて得た額（千円未満切り捨て）とし、かつ、30万円を限度とします。ただし、多数の申込みがあった場合には、予算の範囲内で、一律に調整させていただく場合があります。

支援金の交付は、一団体につき年1回とし、交付を受けられる回数は、同一の対象事業につき通算3回まで（連続、隔年は問いません）とします。

6 選考の流れ

(1) 事業の申込み

【提出書類】

- ・ 企画申込書・・・P 6用紙に記入の上 E-mail：jarip@isis.ocn.ne.jp 返信
- ・ 企画提案書・・・P 7用紙に記入の上 E-mail：jarip@isis.ocn.ne.jp 返信

- ・収支予算書・・・P8用紙に記入の上E-mail：jarip@isis.ocn.ne.jp 返信
- ・団体の組織及び運営等に関する会則、規約等・・・様式自由、
FAX:03-6240-9382 又はE-mail：jarip@isis.ocn.ne.jp 返信

【受付期間】

2021年3月26日（金）

(2) 事業の審査

①事前の審査

提出された書類について、次の事項を事前に審査します。必要に応じ、関係部署へ確認します。受付後に不明な点等をお尋ねすることもありますので、ご協力をお願いします。

②審査（選考会）

2021年4月9日（金）午前11時 当協会事務所

事業の申込みをした団体には、選考会において提案した事業の内容等を説明していただきます。

(3) 事業の採択一不採択の決定

選考会の選考結果を参考にして、事業の採択又は不採択の決定を行い、事業の申込みをした団体に通知します。

(4) 支援金申請

事業の採択の決定を受けた団体は、次の書類を提出してください。

【提出書類】

- ・事業の採択を通知する際に、文書でご案内します。

(5) 支援金の決定

支援金の決定を行い、支援金の支給を申請した団体に通知します。

(6) 支援金の概算払

支援金の決定後、概算払により支給することができますので、必要とする場合は、SDGs協働活動支援金概算払請求書を提出してください。

(7) 実績報告

事業が完了したときは、速やかに次の書類を提出してください。

【提出書類】（「記入上の注意」を参照してください。）

- ・実績報告書
- ・事業収支決算書
- ・収入及び支出を証する書類
- ・活動状況を記したパンフレット、写真等の記録

※事業の実施に伴う参加料、寄附金等の収入により総収入額が総支出額を超える場合は、その超える額を支援金の額から控除します。

(8) 支援金の額の確定

提出された実績報告書の内容に不備がない場合は、支援金の額を確定し、支援決定団体に通知します。

支援金の確定額は、当該事業の支出総額が上限となります。

なお、概算払を受けた場合に、支援金の確定額が概算払額より少ないときは、差額を返還していただきます。

(9) 支援金の請求

支援金の交付を受けようとするときは、交付請求書（第 17 号様式）を提出してください。

(10) 情報の公表

SDGs 協働事業の関心が高まるよう、支援事業の実施内容を当協会ホームページに掲載します。

公益社団法人日本産業退職者協会協働活動支援事業企画申込書

令和 年 月 日

理事長 吉川敏孝 様

フリガナ

団体名

所在地

連絡先

代表者氏名

印

令和 年度公益社団法人日本産業退職者協会協働活動支援事業として採択を受けたいので、下記のとおり企画を申し込みます。

記

1 事業名称

2 添付書類

- (1) 公益社団法人日本産業退職者協会協働活動支援事業企画提案
- (2) 公益社団法人日本産業退職者協会活動支援事業収支予算書
- (3) 団体の組織及び運営等に関する会則、規約等

公益社団法人日本産業退職者協会協働活動支援事業活動支援事業企画提案書

事業名称	
団体名(構成人数)	(名)
事業の内容	
事業の 必要性と目的	
スケジュール	
事業の特色	
過去の活動実績	
補助等の有無 (国,県又は市から の補助等の交付)	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
担当者の連絡先	住 所 氏 名 連絡先

公益社団法人日本産業退職者協会協働活動支援事業

1 収入の部

(単位:円)

項目	金額	備考
合計		

2 支出の部

(単位:円)

項目	金額	内訳
合計		